

26建企第164号  
平成26年7月1日

公益社団法人 愛知建築士会  
会長 廣瀬 高保 様

愛知県建設部建設企画課長

公共建築工事特記仕様書等の改訂について（通知）

日頃は本県の建設行政につきまして、御理解と御協力いただき御礼申し上げます。  
この度、「公共建築工事特記仕様書」及び「公共住宅建設工事特記仕様書」を改訂し、  
愛知県が7月16日以降に発注する工事より適用することとしましたので通知します。  
なお、本特記仕様書は下記ホームページで公表しています。

記

URL (<http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/kiyun.html>)

担 当

建築技術・工事検査グループ  
電話 052-954-6615(ダイヤルイン)

国住指第1137号

平成26年7月2日

関係団体の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した  
建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」について

建築基準法において、建築主は、工事完了後、建築主事又は指定確認検査機関による完了検査を受けて検査済証の交付を受けなければなりません。しかしながら、過去において、検査済証の交付を受けていない建築物が存在し、こうした建築物は、交付を受けた確認済証のとおり建築基準法に適合するよう適切に工事がなされたかどうかは明らかではありません。

こうした既存建築ストックを増改築等する際には、建築当時の建築基準法に適合しているかどうかを確かめることが求められることとなります。

こうした状況を踏まえ、既存建築ストックの有効活用の円滑化の観点から、指定確認検査機関を活用し、検査済証のない建築物について建築基準法への適合状況を調査するための方法を示したガイドラインを別添のとおりまとめましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、本ガイドラインを業務上の参考としていただきますようお願いいたします。

今回の通知にあわせ、本ガイドラインにおける調査者として業務を実施する指定確認検査機関のうち、特定行政庁等への情報提供やホームページへの掲載を希望される場合は、別紙のとおり届出をできるようにしています。国土交通省では、広く情報提供を図りますので、こちらの情報も有効にご活用いただきますようお願いいたします。

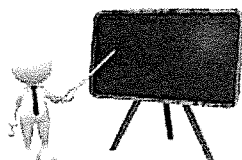
なお、全国の特定行政庁及び指定確認検査機関に対しても、本ガイドラインについて通知していることを申し添えます。



2014年7月吉日

各位

ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部  
横浜市中区山下町1 シルクビル 2F  
<http://www.bvjc.com/>



## 「検査済証が無い建築物 建基法適合状況 調査ガイドライン(国交省)」 出張説明会を開催します

長年にわたり懸案とされてきた検査済証のない建築物について、2014年7月2日、国土交通省が「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」を公表しました。

国土交通省ウェブサイト(2014年7月2日付報道発表資料)

--->>> 「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」について  
[http://www.mlit.go.jp/report/press/house05\\_hh\\_000488.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000488.html)

指定確認検査機関ビューローベリタスは、本ガイドラインに準じた調査機関として、国土交通省に届出を行いました。本ガイドラインに基づき、検査済証の無い建築物の建築基準法適合状況調査を実施します。

国土交通省ウェブサイト(住宅・建築)

--->>> 届出を行った指定確認検査機関の公表について  
[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku\\_house\\_fr\\_000061.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000061.html)

ビューローベリタス 建築認証事業本部 ウェブサイト

--->>> 既存建物適合サービス  
<http://www.bvjc.com/CTC-Business/EBIC/>

## ビューローベリタスは、協会団体の定例会・勉強会などに併せて 本ガイドラインの出張説明会を開催します

※詳細は下記までお問い合わせ下さい

### ビューローベリタスについて

ビューローベリタス(本社フランス・パリ 創業1828年)は、世界140ヶ国で、品質・健康・安全・環境及び社会的責任分野における適合性評価サービスを提供する、世界最大級の第三者民間検査・認証機関。

日本での建築認証業務については2002年にサービス提供を開始、現在全国17拠点にて展開中。建築物等を対象とする幅広い適合性評価・監査では国内トップクラスの実績を誇る。

### 📧 お問い合わせ

ビューローベリタスジャパン株式会社

営業統括本部 マーケティング部 小澤

TEL:045-651-5508

[marketing@jp.bureauveritas.com](mailto:marketing@jp.bureauveritas.com)

- ・ 講習は8月〜下旬定めている
- ・ 時間 午後1時
- ・ 9/2 国交省議後必ず定

事務連絡  
平成26年7月31日

建築関係団体 各位

愛知県建設部建築局住宅計画課長

「愛知県人にやさしい街づくり望ましい整備指針」の改正  
について（通知）

日頃から、本県の人にやさしい街づくりの推進に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

県では、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年条例第33号）第11条第2項に基づき、国の関連基準の改訂を踏まえ、愛知県人にやさしい街づくり望ましい整備指針の改正を行ったところです。

ついでには、施設整備を行う建築主に対して、同指針を活用した施設整備を働きかけが行えるよう、会員各位へ御周知ください。

同指針は、下記の住宅計画課のホームページに掲載しています。

<http://www.pref.aichi.jp/0000043059.html>

また、より良い基準に向けて、随時改善を図ることとしておりますので、御意見がございましたら、担当までファクスまたはメールにより、御連絡ください。（様式自由）

担 当 街づくり事業グループ  
電 話 052-954-6590  
ファックス 052-961-8145  
E-mail jutakukeikaku@pref.aichi.lg.jp

# 愛知県人にやさしい街づくり望ましい整備指針の

## 一部改正の概要について

### 1 はじめに

愛知県では、より一層人にやさしい街づくりを進めるため、平成16年12月に人にやさしい街づくりの推進に関する条例を改正し、特定施設の整備に関し最小限の措置を定めた基準に加え、より円滑に利用できるようにするための望ましい基準を定めることとしました。

その基準として、「愛知県人にやさしい街づくり望ましい整備指針」（以下「望ましい整備指針」という。）を、平成20年1月に策定しました。

～人にやさしい街づくりの推進に関する条例（抜粋）～

（整備基準の遵守義務等）

第11条 特定施設<sup>※</sup>の新築若しくは新設、増築又は改築（中略）をしようとする者は、当該特定施設（中略）について、次の各号に掲げる特定施設の区分に応じ、当該各号に掲げる別表に定める高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な特定施設の構造及び設備に関する措置の基準（以下「整備基準」という。）を遵守しなければならない。（以下略）

2 知事は、特定施設を高齢者、障害者等がより円滑に利用できるようにするため必要があると認めるときは、特定施設の新築等の際に適合させることが望ましい特定施設の構造及び設備に関する措置の基準を定めることができる。（以下略）

※特定施設：多数の者が利用する一定範囲の施設

### 2 改正の理由

望ましい整備指針は、技術開発の進展及び整備の考え方の変化に対応して、その内容を発展させていくものであり、平成24年度、国において、高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準<sup>※</sup>（以下「建築設計標準」という。）の改訂が行われたことなどを踏まえ、今般、改正を行うものです。

※高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

平成24年7月に改訂され、主に建築主や設計者等にバリアフリー設計の考え方や基準の適用方法、優良な設計事例などを紹介するためのガイドライン。（国土交通省編集、人にやさしい建築・住宅推進協議会発行）

### 3 主な改正内容

#### ①建築設計標準の改訂に伴う改正

- ・多機能便房への利用者の集中を軽減するため、機能分散を促すこと。
- ・駐車場において、車いす用リフト付き車両等に対応するために天井高さの確保及び車いす使用者用駐車場の適正利用の促進を行うこと。
- ・児童、乳幼児連れ利用者に配慮した項目を追加すること。

#### ②望ましい整備指針検討会<sup>※1</sup>での意見による改正

- ・便房で聴覚障害者が緊急通報を認識できるように、フラッシュライト等を設置すること。
- ・敷地内通路及び廊下等において、長い傾斜路は原則設置しないこと。

#### ③「人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則の一部改正」に伴う改正

- ・オストメイト対応設備を規則と整合すること。



26住計第218号

平成26年7月30日

公益社団法人愛知建築士会  
会長 廣瀬 高保 様

愛知県建設部建築局住宅計画課長

平成26年度愛知県・碧南市津波・地震防災訓練に対する協力について（依頼）

日頃から本県の建築・住宅行政にご協力いただき、ありがとうございます。

本県では、毎年市町村と合同で防災訓練を実施しているところですが、今年度は碧南市との共催により、8月31日（日）に碧南市玉津浦グラウンドにて実施することとなりました。

この防災訓練では、様々な関係機関の協力を得て、多種多様な訓練を実施しますが、その中で建築関係として「被災建築物の応急危険度判定」に関する模擬訓練を実施いたします。

つきましては、訓練実施にあたり、貴会（碧南支部）会員の被災建築物応急危険度判定士の参加についてご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、碧南支部へは、共催者であります碧南市より別途依頼をしております。

担当 防災まちづくりグループ（林、蔭山）

電話 052-954-6549（ダイヤルイン）

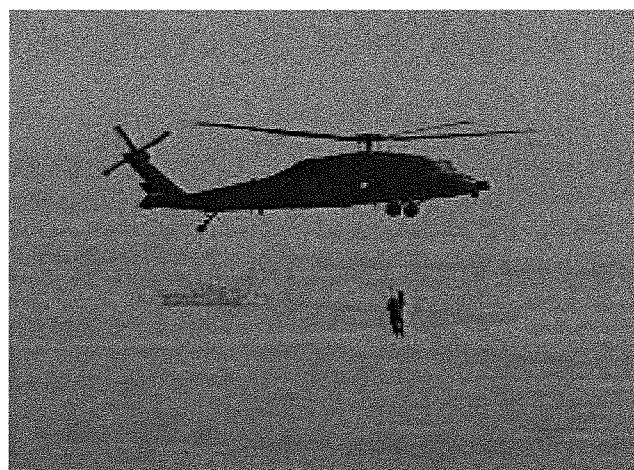
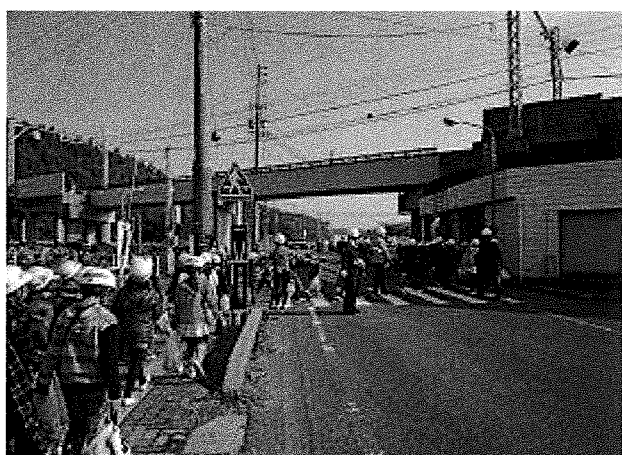
FAX 052-961-8145



平成26年度  
愛知県・碧南市  
津波・地震防災訓練のしおり  
まずは自助から！～つなげよう 深めよう 地域の絆～

地震発生後すぐには救助部隊が来ることができないため、自分(家庭)の身は自分で守る「自助力」を最優先とし、迅速な避難行動や耐震改修等の重要性を理解・習得するとともに、ご近所の方々との助け合い「共助力」による地域の防災力の向上を目指します。

— 南海トラフ巨大地震及び大津波想定 —



主催 / 愛知県・碧南市

日時 / 平成26年8月31日(日)

午前8時30分から正午まで

場所 / 玉津浦グラウンド<メイン会場>(碧南市港本町)  
西端小学校<サブ会場>(碧南市上町)